

大学院スポーツ健康科学研究科 履修要項

2024 年度



順 天 堂 大 学

目 次

I. 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 設立の歩み	P. 1
II. ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー	P. 3
III. 履修について	
1. 大学からの連絡・各種手続き・照会について	P. 5
2. シラバスについて	P. 5
3. セメスター（学期）について	P. 5
4. 授業について	P. 6
5. 休講・補講について	P. 6
6. 履修登録について	P. 7
7. 履修中止申請について	P. 7
8. 再履修について	P. 8
9. 欠席について	P. 8
10. 成績および単位授与・認定について	P. 8
IV. 博士前期課程	
1. 修了要件	P. 11
2. 履修科目一覧	P. 12
3. 専修免許状取得について.....	P. 13
4. 博士前期課程スケジュール.....	P. 14
5. 修士論文に関連する書類提出スケジュールについて.....	P. 16
V. 博士後期課程	
1. 修了要件	P. 17
2. 履修科目一覧	P. 17
3. 博士後期課程スケジュール.....	P. 18
4. 博士論文に関連する書類提出スケジュールについて.....	P. 18
5. 博士学位申請について	P. 19
VI. 大学院担当教員一覧	P. 21

VII. 学籍・学費・諸手続きについて	
1. 学籍上の氏名と住所等について.....	P. 23
2. 学生証について	P. 23
3. 休学について	P. 24
4. 復学について	P. 24
5. 退学について	P. 24
6. 除籍について	P. 24
7. 修了要件	P. 25
8. 学費について	P. 25
9. 各種証明書の交付について.....	P. 26
VIII. 研究等倫理審査申請について.....	P. 27
IX. 諸規定・要項等	
1. 順天堂大学大学院学則	P. 29
2. 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科規程.....	P. 39
3. 順天堂大学学位規程	P. 43
4. 順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱.....	P. 47
5. 順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱実施規程.....	P. 48
6. ヘルシンキ宣言	P. 51
7. 順天堂大学動物実験等管理規則.....	P. 55

I. 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科設立の歩み

本学大学院スポーツ健康科学研究科には、博士前期課程（2年制）と博士後期課程（3年制）があり、博士前期課程修了者には修士（スポーツ健康科学）の学位、博士後期課程修了者には博士（スポーツ健康科学）の学位がそれぞれ与えられる。

現行の体制が確立したのは1999（平成11）年12月に文部省（現在の文部科学省）から博士後期課程の設置が認められ、2000（平成12）年4月に博士後期課程が開講してからのことであるが、現行体制に至る本学大学院の歴史は1971（昭和46）年3月、本学に大学院修士課程体育学研究科の設置が認められたことにさかのぼる。その後、1993（平成5）年に体育学部をスポーツ健康科学部に改組したことをうけ、1997（平成9）年に大学院を体育学研究科からスポーツ健康科学研究科に名称変更した。したがって、現行の大学院の要旨は、まず、その前身である体育学研究科の主旨から記すことが必要である。

1. 体育学研究科新設の主旨

1971年に設置が認められた本大学院体育学研究科（保健・体育学専攻）は、私立大学において初めて設置される体育系大学院だった。周知のように、この時代は経済の急成長にともなう諸問題が顕在化し、体育学は、生涯にわたる人間の科学として健康・体力・スポーツおよび保健の各領域での問題解決について高次の研究が要求されていた。

本学は、1951（昭和26）年の体育学部創設以来、社会的な要求に応える方策を検討してきた。その研究上の蓄積をふまえ、より高度な保健・体育の科学的知識を備えた指導者あるいは研究者を送り出すことにより、当時の社会的要請に応えるために、体育学研究科を設置することとしたものだった。

2. スポーツ健康科学研究科への名称変更の主旨

1997年4月、本学大学院体育学研究科はスポーツ健康科学研究科（スポーツ健康科学専攻）へと名称を変更した。本学大学院体育学研究科は時代を先取りしたかたちで、また自然科学系に強い学部の特質を生かしながら、人文社会科学系の教育にも十分に配慮し、体育学・体力学・コーチ学・スポーツ医学・健康管理学・学校保健学および環境衛生学からなる総合的でバランスのとれた学科目構成をとっていた。

しかしその後、さらなる社会変動の中でスポーツに対する社会的要請に大きな変化が生じ、体育学という範疇での教育内容ではその要請に応えることができないという認識に至り、1992（平成4）年に体育学部を改組し、スポーツ科学、スポーツマネジメント学、健康学の3つを柱とするスポーツ健康科学部を設置した。これは大学院体育学研究科設置の理念である社会的要請への不断の対応が学部の次元で具現化されたものと言える。

この学部改組を受け、基礎学部としてのスポーツ健康科学部との名称の整合性をはかり、学部の学科構成と機能的な繋がりを強固にし、研究の効率化を企図し、学部改組の2年後に大学院研究科の名称をスポーツ健康科学研究科に変更したものだ。

3. 博士課程の設置

1999年12月、大学院修士課程の実績を基礎に、一層高度な研究を実現するための博士後期課程の設置が文部省から認可された。これに伴い、2000年4月、本学大学院は従来の修士課程を博士前期課程として再編成し、スポーツ健康科学研究科博士課程スポーツ健康科学専攻として新たなる大学院の教育と研究の体制が確立した。

Ⅱ. ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー

1. ディプロマポリシー

スポーツ健康科学研究科は、建学の理念及び教育目標の下、課程毎に定める基準を満たし、次の資質・能力を身に付けるとともに、学位論文の審査及び試験に合格した者に対し、その課程に応じ所定の学位を授与します。

[スポーツ健康科学専攻（博士前期課程）]

1. スポーツ健康科学に関する高度な専門性を必要とする職業に不可欠な広範で深い知識や研究を遂行する能力
2. 高い倫理観を持ち人々の健康で文化的な生活形成に貢献できる実践力と創造力
3. 得られた知識を基に、学問的課題に論理的解答を与えると同時に学問的成果を論理的にまとめ、国際的に発信できる能力

[スポーツ健康科学専攻（博士後期課程）]

1. スポーツ健康科学に関する高度で先進的な専門業務の従事に相応しい独創的かつ妥当な研究を行うことができる能力
2. 高い倫理観を持ち人々の健康で文化的な生活形成に貢献できる実践力と独創性、スポーツ健康科学に関する知識の深化と合わせて真理の探究に向かう真摯な姿勢
3. 国際的視野を持ち、研究成果を国際的に発信し、スポーツ健康科学研究の発展に貢献できる能力や高度の専門性を求められる職業等に活かし指導的役割を果たす能力

2. カリキュラムポリシー

大学院においては、学生が能動的に学ぶことを重視した教育方法を実践するとともに、ディプロマ・ポリシーに示す高度な研究能力・実務能力を身に付けられるよう、課程毎に以下のとおり教育課程を編成・実施するとともに、学修成果を適切に評価します。

[スポーツ健康科学専攻（博士前期課程）]

博士前期課程では、スポーツ健康科学の専門家の養成に向け、入学後の半年間で基礎知識等を学べるように基礎科目を配置した上で、専門科目を配置します。基礎科目と専門科目で得られた知識を基に、学問的課題に論理的解答を与えるためのより高度な専門的研究法を提供し、学問的成果を論理的にまとめる能力や高い倫理観を醸成するため修士論文を課します。修士論文は、審査会及び発表会を実施することで評価します。それらの評価結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげていきます。

[スポーツ健康科学専攻（博士後期課程）]

博士後期課程では、スポーツ健康科学の分野で国際的に先進的な活躍ができる研究者や高度専門職業人の養成に向け、スポーツ科学、スポーツ社会科学及び健康科学に関する研究の先鋭化と深化を図り、さらに、これらを総合するための講義や演習科目を開講します。その上で、研究指導教員及び研究指導補助教員が、少数の学生に対して、修業年限内での博士論文作成を目指すのみならず、真理の探究に向かう真摯な姿勢、国際的な視野、指導力及び高い倫理観を育むよう濃厚な指導を行います。博士論文は、審査会及び発表会を実施することで評価します。それらの評価結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげていきます。

3. アドミッションポリシー

スポーツ健康科学研究科博士前期課程及び博士後期課程では、人材養成の目的を達するためにそれぞれの教育目標の下、次のような志のある人物を求めます。

[スポーツ健康科学専攻（博士前期課程）]

1. スポーツの科学的基礎を追究する人

国際レベルの競技から一般の人々が気軽に参加できる楽しいスポーツや健康のためのスポーツまで、あらゆるスポーツを対象に、従来の体育学研究の成果と方法論を生かしつつ、既設の医学研究科との連携を図りながら、その特性や指導の基礎となる科学的原理の追究に意欲的に取り組む人です。

2. スポーツの社会科学的価値を探求する人

スポーツビジネスやスポーツマスコミなど、スポーツと社会に大きな影響力を持つ社会事象を対象に、社会学及び経営学を基礎に、コミュニケーション論、組織開発論などの研究成果やその社会科学研究方法の一つである社会調査法を活用して、スポーツの社会科学的価値の本質理解と文化的・経済的効用の探求に意欲的に取り組む人です。

3. ヘルスプロモーションの科学的体系の構築に貢献できる人

健康な人、障害のある人など、様々な健康水準にあるあらゆる年齢層の人々の主体的な健康の保持増進に関わる生活現象を対象に、生涯を通しての健康的なライフスタイルの形成と快適環境の形成とを意図するヘルスプロモーションの推進と体系的な方法論の確立に意欲的に取り組む人です。

[スポーツ健康科学専攻（博士後期課程）]

1. 本研究科の学問的支柱であるスポーツ科学、スポーツ社会科学、健康科学の3つの学問領域の研究を先鋭化させ、深化させる研究活動に意欲的な人を求めます。

博士後期課程では専門性の強化は最優先の課題ですが、単なる専門分化にとどまることなく、下記の研究による成果を総合することにより、スポーツ健康科学の確立に意欲的に取り組む人です。

(1) スポーツに関わる法則定立的研究の深化

(2) スポーツの持つ社会的影響力研究の開拓

(3) 包括的健康づくり研究の発展

2. 「人々の健康で、豊かな、活力ある文化的な生活の実現」に寄与できる人を求めます。

人々の健康で文化的な生活の形成に向けて、スポーツ科学や健康科学の先端的知識や社会科学的なマネジメント能力に関わる超高度な知識と技能習得、あるいは人々が豊かなスポーツライフや包括的な健康づくりのプログラムの実践的な展開に不可欠な知識や技術の修得に関心を持ち、より高度な教育プログラムの開発研究に意欲的に取り組む人です。

(障がい等のある方の受け入れ)

スポーツ健康科学研究科では、障がい等のある入学志願者について、可能な限り受け入れるという方針です。障がい等のある入学志願者で、受験や修学で特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち相談に応じます。

Ⅲ. 履修について

1. 大学からの連絡・各種手続き・照会について (JUNTENDO PASSPORT)

本学では、休講・補講、教室変更、各種ガイダンスの実施、レポート提出、論文提出、学生呼び出しなどの諸連絡は、JUNTENDO PASSPORT (J-PASS) を通じて行います。

J-PASSは学生生活をサポートするための統合ポータルサイトです。大学からのお知らせを通知する掲示板や、履修登録、課題・アンケートの提出、住所変更申請、シラバス・成績照会など学生生活に関わる情報を扱っています。

単位取得や修了要件に関わる大事な情報の掲載や、至急のお知らせをする場合があります。J-PASSを見落としたがために不利益を被ることがないように、必ずこまめに確認してください。メールアドレスを設定しておけば、新たな情報が掲載された際に携帯電話やスマートフォンに通知させることもできます。

詳細は、ガイダンス時に配布する「JUNTENDO PASSPORT学生用利用ガイド」を確認してください。

※J-PASS利用のためのID・パスワードは入学時に全員に発行します。パスワードは変更せず、大学院修了まで大切に保管してください。パスワードの再発行には2週間ほどかかります。

2. シラバスについて

シラバスには、それぞれの科目の「授業の概要」「受講生の到達目標」「成績評価方法」「授業時間外の学習」等の内容を掲載しています。受講登録を行う前や授業を受ける前には、内容を確認してください。

3. セメスター (学期) について

「セメスター」とは学期のことで、本学では、1年間を2つのセメスターに分け、各セメスターの中で15週(14回授業＋定期試験)・通年30週(28回授業＋定期試験)の授業を実施しています。

ただし、多くの授業では、各セメスターをさらに2つに分けて、つまり1年間を4つのセクションに分けて授業を実施しています。授業開講形態の詳細については、時間割を確認してください。

セメスター	セクション	開講期間
前期	前期前半	4月1日から9月30日まで
	前期後半	
後期	後期前半	10月1日から翌年3月31日まで
	後期後半	

※実際の授業実施日は、年度によって若干変更されます。

4. 授業について

本学では、基本的に月曜日から金曜日の間に授業を実施します。ただし、集中講義や暦の関係で不足する曜日の授業は、他の曜日に授業を行う場合があります。

(1) 授業の開講形態

開講形態	説 明
通年	1年間を通して開講する授業
前期	前期セメスターに開講する授業 (多くの授業では、前期セメスターをさらに2つのセクションに分け、前半を <u>前期前半</u> 、後半を <u>前期後半</u> としています。)
後期	後期セメスターに開講する授業 (多くの授業では、後期セメスターをさらに2つのセクションに分け、前半を <u>後期前半</u> 、後半を <u>後期後半</u> としています。)
集中講義	週2回以上開講する授業 (授業期間外や土曜日などを利用して短期間に集中して開講します。)

(2) 授業時間

【さくら（昼間）クラス】

時限	授業時間（100分）
1	8：30～10：10
2	10：20～12：00
3	12：50～14：30
4	14：40～16：20
5	16：30～18：10
6	18：20～20：00

【本郷・お茶の水（夜間）クラス】

時限	授業時間（100分）
6	18：20～20：00
7	20：05～21：45

5. 休講・補講について

授業担当教員が病気などで出講できない場合には、休講の措置をとることがあります。休講となった授業については、原則として補講を行います。休講・補講の情報はJ-PASSで確認してください。

6. 履修登録について

単位を修得するためには、履修したい（または履修しなければならない）授業科目を登録（履修登録）する必要があります。登録はJ-PASSを通じて行います。

この手続きを怠ると受講できません。

(1) 履修登録の流れ

履修登録

シラバスで授業の内容などを確認しながら、当年度に登録する授業科目を各自で選び、J-PASSで履修登録を行います。授業科目ごとに附番されている番号（授業コード）、開講期間、曜日・時限など間違いがないよう、指定された期間内に確実に手続きを行ってください。

履修科目の選択に当たっては、研究指導教員のアドバイスも踏まえたうえで選択してください。

履修登録科目の確認

各自J-PASS上で、履修登録した科目が誤りなく登録されているか必ず確認してください。

履修登録科目の修正及び最終確認

履修登録した科目の誤りまたは不足があれば、履修登録修正期間内に修正・追加を行ってください。定められた期間内（履修登録期間および履修登録修正期間）であれば自由に修正できますが、期限を過ぎたら一切修正はできません。

(2) 履修登録における注意事項

- 履修登録をしていない授業科目は、受講ならびに成績評価を受けられず単位を修得することができません。また、合格の成績評価を得た授業科目は、評価のいかんに関らず、取り消し、再度履修登録することはできません。
- 後期開講科目も忘れずに、毎学年度始めにもれなく行ってください。
- 「選択科目」の登録の際、特に後期開講科目については、前期開講科目での不合格のことも考慮し、余裕をもって登録してください。
- 下記の科目については、在学中は毎年履修登録を行って下さい。

〔博士前期課程〕 スポーツ健康科学研究方法論（P. 13参照）

〔博士後期課程〕 特別研究（P. 17参照）

7. 履修中止申請について

履修中の科目について、履修登録確認・修正期間（前期：4月／後期：10月）を過ぎてから、病気等やむを得ない理由により、学期の途中で履修を継続することが困難となった場合、履修中止を申請することができます。

(1) 申請可能な事由

- 病気・怪我による長期入院のため出席困難となった場合
- 履修登録時に開講日が未定、もしくは登録後の開講日変更により出席困難となった場合
- 集中講義科目、プラクティカム
- 勤務シフトの変更、長期出張、転勤等の業務都合により出席困難となった場合
- その他、研究科長が特に履修中止の事由に値すると認めた場合

(2) 申請手続きおよび提出期限

- ・履修を中止したい事由が発生した場合、速やかに履修中止申請書に必要事項を記入し、内容を証明する書類を添えて各キャンパスの教務課へ提出して下さい。提出期限は、当該授業最終回開始前までとします。
- ・申請手続きは原則として学生本人が行います。ただし、入院や長期出張等で本人が来課できない場合に限り、代理人の申請も認めます。また、やむを得ない事情により提出期限内に提出できない場合は、あらかじめ教務課まで相談してください。

(3) 履修中止申請した科目の取扱い

- ・履修中止が認められた科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験の受験、単位の修得は認められません。
- ・履修中止が認められた場合、当該科目はGPA（※）の算出対象とはならず、成績証明書には科目名も成績も記載されません。

（※）GPAの説明はP.9 をご参照ください。

8. 再履修について

単位を修得していなければ1度履修した科目でも再び履修登録することが可能です。

9. 欠席について

本学には公欠の制度はありません。授業の欠席の取り扱いについては、授業担当教員に一任されています。欠席の場合は必ず授業担当教員に連絡・相談して下さい。

10. 成績および単位授与・認定について

(1) 成績評価

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って行われます。合格した科目は、評価のいかに問わず、取り消したり、再度履修登録したりすることはできません。

評価	GP	評価内容		素点
				入学年度
秀（S）	4	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。	100～90点	2021年度以前
				2022年度以降
優（A）	3	到達目標を十分に達成している。	89～75点	2021年度以前
			89～80点	2022年度以降
良（B）	2	到達目標を相応に達成している。	74～65点	2021年度以前
			79～70点	2022年度以降
可（C）	1	到達目標の最低限は満たしている。	64～60点	2021年度以前
			69～60点	2022年度以降
不可（D）	0	到達目標の最低限の水準を満たしてない。	59点以下	2021年度以前
				2022年度以降
F	0	受験資格なし（出席不足）		-
W	対象外	履修中止申請を行い、承認されたもの。		-
/	対象外	評価保留（課題未提出のもの）		-

- ①「秀（S）」「優（A）」「良（B）」「可（C）」を合格とし、所定の単位を付与します。
- ②「不可（D）」「F」は不合格です。不合格科目については、当該年度の成績通知書にのみ記載され、成績証明書には記載されません。
- ③入学年度によって評価・GPに対応する素点が異なりますので注意してください。
- ④履修中止が認められた科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験の受験、単位の修得は認められません。

(2) 成績発表

授業科目ごとの判定結果は、**J-PASS**から確認できます。

(3) GPAについて

GPAとは**Grade Point Averag**の略称であり、成績評価を数値化したものです。4.0～0.0という数字で表され、この数値が高いほど優秀な成績を修めていることになります。

【GPA算出式】

$$\text{GPA（履修科目の成績評価の平均を示す値）} = \frac{\text{（履修した授業科目の単位数} \times \text{GP）の合計}}{\text{総履修単位数}}$$

履修登録した科目は、所定期間内に履修中止手続きをしない限り**GPA**の対象となります。安易な履修放棄は**GPA**の低下につながります。（成績評価「F」も分母に含まれます。）

(4) 成績評価の確認及び異議申し立て

成績評価と自己評価との間に齟齬があり、成績評価が以下に該当すると判断した場合は、成績評価の確認及び異議を申し立てることができます。

なお、異議申し立てに対しては、調査委員会による調査・確認を行う場合があります。単に興味本位で申請することは控えてください。

- (1) 成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りであると思われるもの
- (2) シラバス又は授業担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から著しく逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他合理的又は客観的な根拠があるもの

①成績評価の確認方法

成績評価と自己評価との間に齟齬がある場合は、まず、定められた期間内に「成績評価確認願」を教務課窓口へ提出してください。

②成績評価の確認に対する検討結果の通知

「成績評価確認願」を提出した学生には、定められた期間内に、検討結果を通知します。

③成績評価に対する異議申し立ての方法

成績評価確認願の交付を受けた後、その内容になお疑義がある場合は、定められた期間内に「成績評価に関する異議申立書」を教務課窓口へ提出してください。

IV. 博士前期課程

1. 修了要件

(1) 標準修業年限 2 年（最長4年）

(2) 修了に必要な単位数と要件

科目区分	必修・選択	単位数
基礎科目	必修	6単位
スポーツロジック科目 (専門基礎科目)	選択	スポーツロジック科目（専門基礎科目）4単位以上 専門応用科目 4 単位以上 共通科目 2 単位以上 を含む、18 単位以上
専門応用科目	選択	
保健体育科教職科目	選択 (※)	
共通科目	選択	
専門科目	必修	6単位
合 計		30単位以上

修了に必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

(※) 「保健体育科教職科目」は博士前期課程の修了要件ではないが、P.13記載の専修免許状を取得する人は必須とする。

2. 履修科目一覧

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	必修	単位数	授業 形態	修了 要件	専修免許 対象科目
基礎 科目	研究論文作成の基礎と展開 スポーツロジ序論 コーチングとスポーツ組織	1・2 1・2 1・2	● ● ●	2 2 2	講義 講義 講義	必修 6 単位	
スポーツロジ科目 (専門基礎科目)	スポーツ医学 (内科系)] (注1) スポーツ医学 (運動器系)] スポーツ生理学 スポーツバイオメカニクス スポーツ栄養学 アスレチックトレーニング論 スポーツ統計学 スポーツ心理学 スポーツ社会学 スポーツ国際文化論 メンタルヘルス 環境健康科学 ヘルスプロモーション論	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義	4 単位以上選択すること	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
専門 応用科目	A (スポーツ科学系科目)	測定系スポーツの指導理論と方法 【陸上競技】] (注1) 測定系スポーツの指導理論と方法 【水泳競技】]	1・2	2	演習	4 単位以上選択すること	○
		表現系スポーツの指導理論と方法 【体操競技】] (注1) 表現系スポーツの指導理論と方法 【ダンス】]	1・2	2	演習		○
		球技の指導理論と方法	1・2	2	演習		○
		武道の指導理論と方法	1・2	2	演習		○
		スポーツ運動学	1・2	2	演習		○
		ハイパフォーマンス科学	1・2	2	演習		
	B (スポーツ社会科学)	スポーツ組織開発論	1・2	2	演習		○
		生涯スポーツ国際比較論	1・2	2	演習		
		スポーツマネジメント論	1・2	2	演習		
		スポーツ国際イベント論	1・2	2	演習		
	C (健康科学系科目)	障害者と特別支援教育	1・2	2	演習		○
		アダプテッド・スポーツ論	1・2	2	演習		○
		健康運動指導論	1・2	2	演習		○
		臨床心理学	1・2	2	演習		○

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	必修	単位数	授業 形態	修了 要件	専修免許 対象科目
保険 教職 科目 保健 体育 科	保健体育科授業論	1・2		2	講義	希望者 は必 修 専修 免許 状取 得	○
	健康教育学	1・2		2	講義		○
	スポーツ教育学	1・2		2	講義		○
	教育技法・教材開発プラクティカム	1・2		4	演習		○
共通 科目	スポーツ健康科学英語特別講義（オムニバス）	1・2		2	演習	2単 位以 上選 択 す る こ と	
	スポーツロジック実践英語	1・2		2	講義		
	スポーツと健康のための疫学	1・2		2	演習		
	スポーツロジックレクチャーシリーズ	1・2		2	講義		
	スポーツ健康科学プラクティカム	1・2		2	演習		
専門 科目	スポーツ健康科学研究方法論（注2）	1・2	●	4	演習	必修 6単 位	
	スポーツ健康科学研究法実習	1・2	●	2	実験・実習		

（注1）

単位認定されるのは2つの科目のうち、いずれか一方のみとなります。

（注2）

「スポーツ健康科学研究方法論」の単位認定は最終学年時となりますが、履修登録は毎年行って下さい。

3. 専修免許状取得について

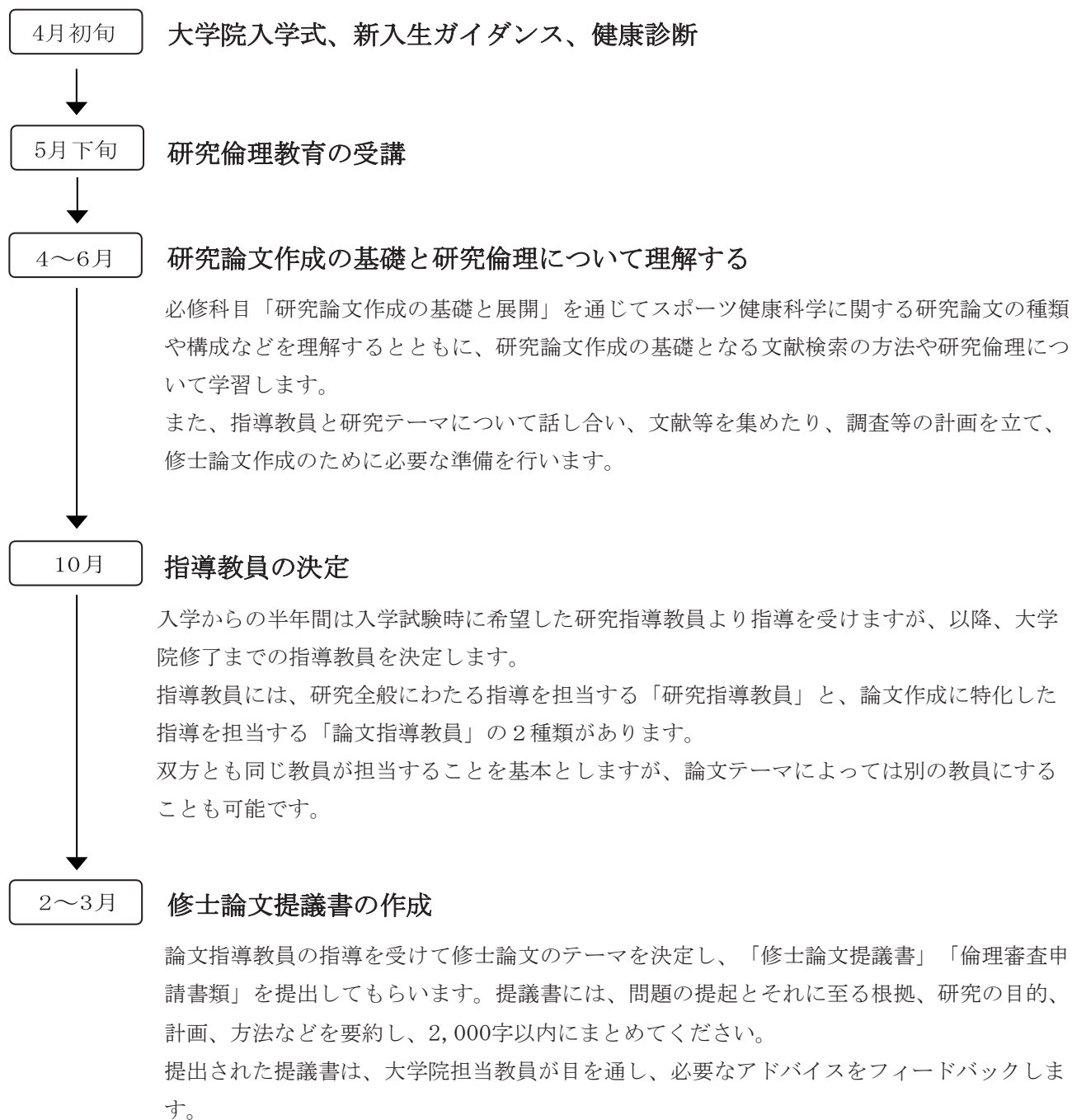
保健体育の一種免許状を有する者で、履修科目一覧に記載している「専修免許対象科目」の中から、24単位以上を修得し、修士の学位を得ることによって、保健体育の専修免許状を取得することができます。

スポーツ健康科学研究科で取得できる免許状の種類

- ・ 中学校教諭専修免許状（保健体育）
- ・ 高等学校教諭専修免許状（保健体育）

4. 博士前期課程スケジュール

1 年生



2年生

4～5月

修士論文提議書（最終版）の作成と論文審査委員の決定

修士論文提議書（最終版）を作成します。修士論文審査委員希望届の提出も同時に行います。なお、ここで決定した論文タイトルは、今後の論文審査の過程で論文審査委員からの指摘があった場合を除き、変更できませんので、慎重に決定してください。

7月下旬

修士論文中間報告会

修士論文の進捗状況を口頭発表で報告してもらいます。大学院担当教員全員から適切な示唆を与えます。

※全員参加を必須とし、参加しない場合は当該年度での修了は不可となります。

12月

修士論文の提出、学位審査申請

所定の単位を取得し（または取得見込み）、学位を受けようと希望するものは、修士論文を添えて学位論文審査願を提出してもらいます。

12月下旬
～1月下旬

論文審査

提出された論文は、3名の論文審査委員（主査1名・副査2名）による審査を受けます。修正を命じられた論文については、修正後、審査委員に提出し、校閲を受けてください。

2月上旬

修士論文（最終版）の提出

論文審査を終え、論文の修正を行った場合は、12月に提出した論文を差し替えることができますので、指定の期日までに修士論文（最終版）を提出してください。

論文審査の結果は「修士論文審査報告書」として主査より研究科長宛に報告されます。審査の結果、「合」となった場合は修士論文発表会（最終試験）に進むことができます。

2月中旬

修士論文発表会（最終試験）

修士論文発表会（最終試験）を公開にて行います。所定の時間内で論文の内容を説明した後、質疑応答を行います。評価は大学院担当教員の投票によって行い、「合」の評価が2/3以上の場合、最終試験に合格となります。

2月下旬

最終審査

最終試験に合格した論文は、学位授与の可否を受けるため、最終審査会に付されます。最終審査会は、大学院担当教員によって構成され、最終試験の結果と学業成績について審議し、学位授与の可否を決定します。

3月中旬

大学院修了式（学位授与式）

修了者には、「修士（スポーツ健康科学）」の学位が授与されます。

ここで掲載した内容は変更の可能性がありますので、内容や時期は目安としてください。

今年度の提出期限、提出方法、書式等は、その都度J-PASSを通じて案内します。

また、修士論文作成要領、審査基準についても別途ご案内いたします。

5. 修士論文に関連する書類提出スケジュールについて

修士論文に関連する書類提出のスケジュールおよび必要書類は、以下のとおりです。

学年・時期	内容	提出書類
1年次10月	指導教員の決定	研究指導教員確認届
1年次2月～3月	提議書・倫理審査申請書類提出	提議書 (以下の書類は該当する者のみ) 研究等倫理審査申請書 動物実験計画書 研究等倫理審査対象外認定申請書
2年次4月～5月	提議書（最終版）提出	提議書（最終提出用） 修士論文審査委員希望届
2年次12月	修士論文提出	学位論文審査願 修士論文 和文・英文抄録
2年次1月～2月	主査が作成する「論文審査報告書」の一部の作成	審査論文の概要 質疑応答の概要 (論文審査報告書のうち、上記の2つについては学位申請者が作成し、主査の校閲を受ける)
2年次2月	修士論文（最終版）提出	修士論文 和文・英文抄録 英文抄録 校閲の証憑 (以下の書類は該当する者のみ) 修士論文題名変更申請書

提出書類の書式ならびに提出方法については提出時期に改めてご案内いたします。

V. 博士後期課程

1. 修了要件

(1) 標準修業年限 3 年（最長 6 年）

(2) 修了に必要な単位数と要件

科目区分	必修・選択	単位数
共通科目	必修	8 単位
選択必修科目	選択	2 単位以上
合 計		10単位以上

修了に必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

2. 履修科目一覧

	科目名	授業形態	単位数	修了要件
共通科目	特別研究（注 1）	演習	6	必修 8 単位
	スポーツ健康科学特別講義	講義	2	
選択必修科目	スポーツ科学特別演習	演習	2	2 単位以上選択すること
	ハイパフォーマンス科学特別演習	演習	2	
	スポーツ医学特論	講義	2	
	スポーツ栄養・生化学特論	講義	2	
	コーチング科学特論	講義	2	
	スポーツバイオメカニクス特論	講義	2	
	スポーツ社会科学特別演習	演習	2	
	スポーツ社会学特論	講義	2	
	生涯スポーツマネジメント特論	講義	2	
	スポーツメディア特論	講義	2	
	スポーツ文化論特論	講義	2	
	健康科学特別演習	演習	2	
	環境健康科学特論	講義	2	
	精神保健学特論	講義	2	
	健康政策特論	講義	2	

（注 1）

「特別研究」の単位認定は最終学年時となりますが、履修登録は毎年行って下さい。

3. 博士後期課程スケジュール

博士後期課程では、研究指導教員の指導の下、各自の研究テーマを設定し、研究計画を作成します。学内外での研究発表を行いつつ計画的に研究を進め、在学中に1本以上の学術論文を作成し、査読付きの学術誌に掲載されることを目指します。

学 年	内 容
1 年生	・ 博士論文題目と研究計画の検討 ・ 研究計画の科学的妥当性、実行可能性等の検討 ・ 文献考証、調査・実験、データ整理 ・ 博士論文研究進捗状況報告会への参加 ・ 博士論文研究進捗状況報告書の提出（12月） ・ 研究等倫理審査申請（3月までに）
2 年生	・ 関連学会での発表 ・ 文献考証、調査・実験、データ整理 ・ 博士論文研究進捗状況報告会への参加 ・ 博士論文研究進捗状況報告書の提出（12月）
3 年生	・ 学位申請予備調査（5月） ・ 博士学位論文の作成 ・ 学会誌、学術誌への論文投稿 ・ 博士論文一次審査申請（7月末） ・ 学位審査申請（一次審査後～12月） ・ 博士論文審査、博士論文発表会

学位審査申請要領、審査基準については別途ご案内いたします。

4. 博士論文に関連する書類提出スケジュールについて

博士論文に関連する書類提出のスケジュールおよび必要書類は、以下のとおりです。

学年・時期	内容	提出書類
1 年次12月 2 年次12月	研究進捗状況の報告	博士論文研究進捗状況報告書
3 年次 5 月	博士論文提出の意思確認	博士学位審査申請予備調査
3 年次 7 月～10月	博士論文一次審査申請	一次審査申込書 他 関連書類一式
3 年次一次審査後～12月	博士論文学位申請	博士学位審査申請書 他 関連書類一式
（論文審査終了後随時）	主査が作成する「論文審査報告書」の一部の作成	審査論文の概要 質疑応答の概要 （論文審査報告書のうち、上記の2つについては学位申請者が作成し、主査の校閲を受ける）
3 年次 2 月	博士論文（最終稿）提出	

提出書類の書式ならびに提出方法については提出時期に改めてご案内いたします。

5. 博士学位申請について

(1) 博士学位申請の条件

- ・博士学位論文として申請できる論文は、申請者の単著あるいは申請者が筆頭著者であり、以下のいずれかの条件を満たすものとします。
 - ① 査読制度のある雑誌に掲載済の学術論文であること。
 - ② 査読制度のある雑誌に掲載が決定し、印刷中の学術論文であること。
 - ③ 査読制度のある雑誌に投稿中の学術論文であること。
 - ④ 査読制度のある雑誌に投稿準備中（投稿歴がある場合に限る）の学術論文であること。
 - ・上記③または④に該当する論文により学位申請する場合は、申請後1年以内に上記①または②の条件を満たすことが見込まれるものに限りします。
 - ・海外において審査規程が明記された学術誌・学会雑誌（※）に掲載された査読付き論文であること、または日本学術会議に登録された学会（日本学術会議協力学術研究団体）が発行する審査規程が明記された学会誌に掲載された論文であることが望ましい。
- ※投稿前に指導教員経由で教務課宛に投稿先として適切であるかを問合せ、研究科長から適切であると認められた学術誌・学会雑誌とする。

(2) 学位申請後の流れ

- ・申請の翌月の研究科委員会において受理可否を審議します。
- ・受理可否の結果は速やかに学位申請者へ通知し、受理「可」となった場合は研究科委員会において推薦した論文審査委員（主査・副査）と学位申請者の間で論文審査の実施日時を調整します。
- ・論文審査は主査・副査によって行います。審査において資料配布やスライドの使用をすることができます。
- ・論文審査の結果は「博士論文審査報告書」として主査より研究科長宛に報告されます。審査の結果、「合」となった場合は博士論文発表会（最終試験）に進むことができます。
- ・博士論文発表会（最終試験）を公開にて行います。所定の時間内で論文の内容を説明した後、質疑応答を行います。
- ・研究科委員会において、最終試験の結果と学業成績について審議し、ディプロマポリシーに基づき学位授与の可否を決定します。
- ・修了者には「博士（スポーツ健康科学）」の学位が授与されます。

(3) 学位授与後の取り扱いについて

- ・学位授与者は順天堂学内ニュースに掲載するとともに、文部科学省・国立国会図書館等に報告します。
- ・文部科学省令（学位規則）において、学位授与者の義務としてインターネットで学位論文を公開することとされており、本学においては順天堂大学学術情報リポジトリにおいて公開します。

VI. 大学院担当教員一覧

◎印…研究指導教員 ○印…研究指導補助教員

No.	氏 名	職 名	博士前期	博士後期	主な担当科目または専門分野
1	青木 和浩	教授	◎	◎	測定系スポーツの指導理論と方法（陸上競技）
2	黄田 常嘉	教授	◎	◎	メンタルヘルス
3	鯉川 なつえ	教授	◎	○	測定系スポーツの指導理論と方法（陸上競技）
4	鈴木 良雄	教授	◎	◎	スポーツ栄養学
5	関 伸夫	教授	◎	○	保健体育科授業論、スポーツ教育学
6	谷本 道哉	教授	◎	◎	機能解剖学
7	内藤 久士	教授	◎	◎	スポーツ生理学
8	中村 充	教授	◎	◎	武道の指導理論と方法
9	原田 睦巳	教授	◎	○	表現系スポーツの指導理論と方法（体操競技）、スポーツ運動学
10	廣瀬 伸良	教授	◎	◎	武道の指導理論と方法
11	廣津 信義	教授	◎	◎	研究論文作成の基礎と展開、スポーツ統計学
12	福 典之	教授	◎	◎	スポーツ生理学
13	町田 修一	教授	◎	◎	スポーツロジック序論、スポーツ生理学
14	水野 基樹	教授	◎	◎	コーチングとスポーツ組織、スポーツ組織開発論
15	柳谷 登志雄	教授	◎	◎	スポーツバイオメカニクス
16	山崎 一彦	教授	◎		測定系スポーツの指導理論と方法（陸上競技）
17	吉田 和人	教授	◎	◎	スポーツ情報戦略、コーチ学（卓球）
18	吉村 雅文	教授	◎	◎	コーチングとスポーツ組織、球技の指導理論と方法
19	和氣 秀文	教授	◎	◎	研究論文作成の基礎と展開、スポーツ生理学
20	渡邊 貴裕	教授	◎	○	障害者と特別支援教育
21	牛尾 直行	先任准教授	◎		教育技法・教材開発プラクティカム
22	大久保 菜穂子	先任准教授	◎	○	健康教育学
23	荻原 朋子	先任准教授	◎	○	保健体育科授業論
24	木藤 友規	先任准教授	◎		研究論文作成の基礎と展開
25	窪田 敦之	先任准教授	◎	○	スポーツ医学（運動器系）
26	河村 剛光	先任准教授	◎	○	測定評価学
27	坂本 彰宏	先任准教授	◎	○	体力トレーニング論
28	佐々木 啓	先任准教授	◎		環境健康科学
29	杉林 孝法	先任准教授	◎		陸上競技、コーチング
30	鈴木 宏哉	先任准教授	◎	◎	球技の指導理論と方法、スポーツ生理学
31	長岡 知	先任准教授	◎		健康教育学
32	中嶽 誠	先任准教授	◎		球技の指導理論と方法
33	仲村 明	先任准教授	◎		測定系スポーツの指導理論と方法（陸上競技）
34	中村 恭子	先任准教授	◎		表現系スポーツの指導理論と方法（ダンス）
35	深尾 宏祐	先任准教授	◎	○	スポーツ医学（内科系）
36	松山 毅	先任准教授	◎	○	ヘルスプロモーション論

No.	氏 名	職 名	博士前期	博士後期	主な担当科目または専門分野
37	宮本 直和	先任准教授	◎	◎	スポーツバイオメカニクス
38	室伏 由佳	先任准教授	◎	○	スポーツ医学
39	涌井 佐和子	先任准教授	◎	○	健康運動指導論
40	渡 正	先任准教授	◎	○	スポーツ社会学
41	井澤 秀典	准教授	○		アスレティックトレーニング学
42	尾高 邦生	准教授	◎		特別支援教育
43	川田 裕次郎	准教授	◎	○	スポーツ心理学
44	塩田 有規	准教授	◎		スポーツ医学（運動器系）
45	染谷 由希	准教授	◎	○	疫学研究、スポーツ医学（内科系）
46	高梨 雄太	准教授	◎	○	コーチング論（陸上競技）
47	竹澤 稔裕	准教授	◎		柔道
48	武田 剛	准教授	◎	○	測定系スポーツの指導理論と方法（水泳競技）
49	富田 洋之	准教授	◎		コーチング論（体操競技）
50	中西 唯公	准教授	◎		公衆衛生看護学、学校保健
51	濱野 礼奈	准教授	○		球技の指導理論と方法
52	芳地 泰幸	准教授	○		スポーツ国際イベント論、スポーツ社会学特論
53	宮本 恵里	准教授	◎	○	運動生理・生化学、スポーツ遺伝学
54	村上 達也	准教授	◎		教育心理学、発達心理学、学校心理学
55	村上 祐介	准教授	◎		特別支援教育、アダプテッド・スポーツ
56	山田 泰行	准教授	◎	○	研究論文作成の基礎と展開、スポーツ統計学
57	山中 航	准教授	◎	○	スポーツ生理学
58	吉原 利典	准教授	◎	○	運動生理学、運動生化学、分子生物学、スポーツ医科学
59	和田 由佳子	准教授	◎		スポーツマーケティング
60	小野 雄大	講師	◎		スポーツ教育学、体育原理
61	前鼻 啓史	講師	○		アダプテッド・スポーツ、健康科学特別演習
62	内野 小百合	助教	○		整形外科
63	大田 穂	助教	○		体力学、測定評価学、技能評価、コーチング
64	金 芝美	助教	○		生理学
65	黒坂 裕香	助教	○		運動生理学、栄養生理学
66	沢田 秀司	助教	○		健康運動指導
67	下窪 拓也	助教	○		社会学
68	鄧 鵬宇	助教	◎		運動生理
69	中田 学	助教	○		コーチング
70	野津 将時郎	助教	○		スポーツ外傷・障害
71	三倉 茜	助教	○		スポーツマネジメント
72	高澤 祐治（※1）	教授	◎	◎	スポーツ医学（運動器系）

（※1）本務は医学部（スポーツ健康科学研究科併任）

【研究指導・論文指導について】

原則として研究指導教員が研究指導・論文指導の両方を担当しますが、他の研究指導教員もしくは研究指導補助教員が論文指導を担当することもあります。

VII. 学籍・学費・諸手続きについて

1. 学籍上の氏名と住所等について

(1) 学籍について

「学籍」とは、大学での所属を示すものです。学籍は、入学によって発生し、修了、退学または除籍によって喪失します。

(2) 学籍上の氏名

本学が交付する各種証明書等の氏名は、原則として戸籍上の氏名（日本国籍を有しない者については、住民票または旅券（パスポート）に記載のある氏名）に基づいて取り扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。戸籍上の氏名に変更が生じた場合や、氏名変更後も引き続き旧姓使用を希望する場合は、さくらキャンパス教務課に申し出てください。研究科委員会で審議の上、その使用を認める場合があります。

(3) 住所等の変更手続き

変更箇所があれば、J-PASSで各自修正してください。変更箇所のみ入力してください。また、変更理由を必ず入力してください。※手続きの詳細については、「学生用利用ガイド」を参照してください。

J-PASSで変更できる項目

- ・学生連絡先
- ・保証人氏名（保証人の変更も可）
- ・保証人連絡先

上記以外の変更については、大学院担当共通メールアドレス sc-gradkyomu@juntendo.ac.jp までご連絡ください。

2. 学生証について

(1) 学生証とは

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。在学中は常に携帯してください。

※通学定期券購入用の「シール」は学生証の裏面に必ず貼ってください。シールの貼付がない学生証は無効です。

(2) 学生証の再発行

紛失の際は、さくらキャンパス学生課にて再発行を申請してください。（有料）

(3) 学籍番号

入学を許可した者に学籍番号を付与します。学籍番号は学生証に記載されますが、試験時、書類提出時、各種証明書の発行時等に必要となりますので、覚えておくとう便利です。原則として在籍中も修了後も変わりません。

学籍番号（7桁）の構成

○	○	●	●	◇	◇	◇
---	---	---	---	---	---	---

○○：博士前期課程「41」、博士後期課程「42」

●●：入学年度（西暦）の下2桁

◇◇◇：個人番号

例）博士前期課程、2024年度入学、個人番号000の場合、学籍番号は「4124000」となります。

3. 休学について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第21～24・29条、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科規程 第8条＞

病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合には、所定の「休学願」（保証人連署）に「休学の必要性を証明する書類」を添えて願い出て、学長の許可を得て休学することができます。

- （1）休学期間は1年以内とします。ただし、特別な事情がある場合には更に1年以内に限り、その期間を延長することができます。
- （2）休学期間中は、休学を許可し、又は命じた場合、休学した月の翌日から復学した月の前月までの学費等を減免します。ただし、月の始めから休学する場合は、休学した月から復学した月の前月までの間を減免します。減免額は月割りで計算し、学費等の年額の12分1を1ヵ月分とします。なお、この際10円未満の端数は切り捨てます。また、休学期間中の在籍を管理する経費として月額1万円を徴収します。ただし、入学1年目には、この減免は適用されません。
- （3）休学期間は原則として6か月、又は1年を基本とし、休学開始日は、原則として毎年4月1日付、又は10月1日付とします。
- （4）休学期間は在学年数に算入しません。
- （5）学長が特に必要と認めた者には、休学を命ずることがあります。

4. 復学について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第22・29条＞

休学期間が満了した場合、または休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、所定の「復学願」（保証人連署）をもって願い出て、学長の許可を得て復学することができます。

（復学の理由によっては、証明書類が必要になる場合があります。）

5. 退学について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第25・29条＞

退学する場合は、所定の「退学願」（保証人連署）をもって願い出て、学長の許可を得なければなりません。

6. 除籍について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第26条＞

以下のいずれかに該当する者は除籍となり、本学大学院生の身分を失います。

- （1）死亡または行方不明の者
- （2）病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
- （3）在学年限を超えた者
- （4）休学期間の上限を超え、（3）の在学期間を超えた者
- （5）学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

7. 修了要件

＜参考：順天堂大学大学院学則 第6・8条＞

(1) 博士前期課程

博士前期課程の標準修業年限以上在学し、必修科目12単位、選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとします。

(2) 博士後期課程

博士後期課程の標準修業年限以上在学し、必修科目8単位、選択科目2単位以上、合計10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとします。

8. 学費について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第26・30条＞

(1) 本大学院における学費（年額）は次のとおりとします。

	1年次	2年次以降
入学金	200,000円	—
授業料	575,000円	575,000円
施設設備費	50,000円	50,000円
合 計	825,000円	625,000円

(2) 学費の納入方法・納入期日

学費納入案内は、大学に届け出ている本人自宅住所宛に送付します。期日までに金融機関から振り込んで下さい。なお、納入期日は下表のとおりです。

納入する学費	納入期日
1年次の学費	受験日程別に定められた入学手続き期間
2年次以降の学費	4月1日から4月30日まで

(3) 学費の分納について

授業料ならびに実験実習費については、分納（半額ずつ納入）することができます。

分納する場合、残額の納入期日は9月1日から9月30日までとなります。

(4) 学費未納による除籍について

学費が所定の期日までに納入されず、督促してもなお納入しない者は、学費未納による除籍となります。必ず期日までに納入するようにして下さい。

(5) 奨学金制度

「日本学生支援機構」による奨学金の他、本学出身者、教職員、外国人留学生に対する奨学金制度があります。さくらキャンパス学生課までご相談下さい。

9. 各種証明書の交付について

下表の取扱窓口はさくらキャンパスの窓口となりますが、一部の証明書については本郷・お茶の水キャンパス教務課でも取次を行っています。

項目	取扱窓口	手数料（円）
在学証明書☆	総務課	300
学生旅客運賃割引証（学割証）☆		無料
団体旅行割引証明書		無料
通学証明書		無料
学生証再発行		300
教員免許状取得見込み証明書☆	教務課	300
卒業・修了見込み証明書☆		300
卒業・修了証明書		300
推薦書・調査書・人物証明書		300
成績証明書☆		300
学力に関する証明書		300
履修証明書		300
在籍証明書		300
試験仮受験票☆		300
英文証明書（和文で教務課管轄のものに限る）		1000
健康診断証明書☆	健康管理室	300

☆については、さくらキャンパス 1 号館 1 階に設置の証明書発行機より発行が可能です。

設置場所 : 健康安全推進センター前

利用時間 : 平日 8:50～17:30

土曜日 9:00～13:00

※第二土曜日、祝祭日・日曜日、創立記念日、年末年始は使用できません。

利用上の注意 : 学籍番号とパスワードが必要です。

VIII. 研究等倫理審査申請について

＜参考：順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱・実施規定＞

＜参考：ヘルシンキ宣言＞

＜参考：順天堂大学動物実験等管理規則＞

研究内容によって、ヒトを対象とする研究や、動物実験を伴うものがあります。それらを実施する場合、あらかじめ審査を受ける必要があります。指導教員の指示のもと、以下の申請書類のうち該当するものを提出して審査を受けてください。

[申請書類]

・研究等倫理審査申請書 等（ヒトを対象とする研究等を行う場合）

※書式は別途ご案内します。

・動物実験計画書（動物を対象とした実験を行う場合）

※書式が必要な場合は、さくらキャンパス総務課へお申し出ください。

・研究等倫理審査対象外認定申請書（ヒトや動物を対象とした実験・調査を行わない文献研究の場合）

※書式は別途ご案内します。

順天堂大学大学院学則

昭和34年4月1日
規第34—1号

第1節 総則

第1条 順天堂大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学、スポーツ健康科学、医療看護学、理学療法学、診療放射線学及び国際教養学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

2 本大学院は、研究科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別に定める。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本大学院の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

第2条 本大学院に博士課程、前期課程と後期課程を含む博士課程及び修士課程を置く。

2 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第2節 組織

第3条 本大学院に、医学研究科、スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科及び国際教養学研究科を置く。

2 医学研究科長は医学部長が、スポーツ健康科学研究科長はスポーツ健康科学部長が、医療看護学研究科長は医療看護学部長が、保健医療学研究科長は保健医療学部長が、また国際教養学研究科長は国際教養学部長が兼ねるものとし、場合によりこれを分けることができるものとする。

第4条 各研究科には、それぞれ次の課程及び専攻を置く。

研究科	課 程	専 攻
医学研究科	修士課程	医科学専攻
	博士課程	医学専攻
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻
	博士後期課程	
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻
	博士後期課程	
保健医療学研究科	修士課程	理学療法学専攻
		診療放射線学専攻
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻

第3節 入学定員及び収容定員

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研究科		専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	医科学専攻	60名	120名
	博士課程	医学専攻	180名	720名
	合計		240名	840名
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	61名	122名
	博士後期課程		10名	30名
	合計		71名	152名
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	29名	58名
	博士後期課程		12名	36名
	合計		41名	94名
保健医療学研究科	修士課程	理学療法学専攻	5名	10名
		診療放射線学専攻	5名	10名
	合計		10名	20名
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻	5名	10名
	合計		5名	10名

第4節 修業年限、在学年限、在学期間、学年、学期

第6条 本大学院の修業年限は、次の通りとする。ただし、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願ひ出て学長の許可を得た場合には、次の通り在学年限を延長することができる。

研究科		修業年限	在学年限
医学研究科	修士課程	2年	4年
	博士課程	4年	8年
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
医療看護学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
保健医療学研究科	修士課程	2年	4年
国際教養学研究科	修士課程	2年	4年

- 2 修士課程の在学期間は、前項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士課程の在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 博士前期課程における在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 博士後期課程における在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

6 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、学年の始期及び終期を変更することができる。

7 学年を次の学期に区分する。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、各学期の始期及び終期を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

8 1年間の授業日時数は、各研究科において毎年度研究科長が定める。

第6条の2 研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は、在学年限の範囲内とする。

3 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5節 授業科目・系及び履修方法

第7条 医学研究科修士課程医科学専攻における授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

2 医学研究科博士課程医学専攻における専攻系は次の通りとし、授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

2-2

専攻	系
医学専攻	環境と人間 人体の生命機能 人体の再生・再建 寄附講座

3 スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科及び国際教養学研究科における授業科目は、順天堂大学大学院各研究科規程の定めるところによる。

第8条 授業科目・系の履修方法及び修了要件は、次の通りとする。

(1) 医学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

(2) 医学研究科博士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。副科目及び選択科目の履修については、あらかじめ主科目担当教授の指導を受けなければならない。

(3) スポーツ健康科学研究科博士前期課程においては、必修科目12単位、選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

(4) スポーツ健康科学研究科博士後期課程においては、必修科目8単位、選択科目2単位以上、合計10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

(5) 医療看護学研究科博士前期課程においては、共通科目から必修4単位を含み8単位以上、専門科目から10単位以上及び演習・研究指導から必修4単位を含み8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

(6) 医療看護学研究科博士後期課程においては、必修14単位、専門科目から4単位以上、合計18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

- (7) 保健医療学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (8) 国際教養学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 その他履修方法の細目は、別に定める。
- 3 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他研究科又は他の大学院の許可を得て、学生に当該研究科又は他の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 4 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することがある。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とし、在学年数に算入する。ただし、医学研究科博士課程については原則2年間を上限として在学年数に算入することがある。
- 5 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。
- 6 第4項に定めるもののほか、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において授業科目を履修し取得した単位を、研究科における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 第3項から前項の規定により履修した科目について修得した単位は、研究科の定めるところにより、研究科における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 8 他の大学院の授業科目履修に関する細目は、各研究科において定める。
- 第8条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 前項及び前条第7項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位のうち、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 第8条の3 研究科において教育上特別の必要があるときは、各研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 第8条の4 研究科において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 第9条 教育職員免許法第5条第1項別表第1の定めによる中学校教諭の専修免許状又は高等学校教諭の専修免許状授与申請に必要な単位の修得については、別に定める。

第6節 課程修了の認定

第10条 各授業科目履修の認定は、筆答又は口頭試問あるいは研究報告等により、学期〔前期・後期〕末又は学年末に、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

第11条 各授業科目の成績は、合格及び不合格の2種とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により、次の試験期に受験することができる。

第12条 （削除）

第13条 博士又は修士の学位論文の審査及び最終試験に関しては、別に定める。

第7節 学位

第14条 本大学院の各研究科において各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、その課程に応じ次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	医科学専攻	修士（医科学） 修士（公衆衛生学）
	博士課程	医学専攻	博士（医学）
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	修士（スポーツ健康科学）
	博士後期課程		博士（スポーツ健康科学）
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	修士（看護学）
	博士後期課程		博士（看護学）
保健医療学研究科	修士課程	理学療法学専攻	修士（理学療法学）
		診療放射線学専攻	修士（診療放射線学）
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻	修士（国際教養学）

第15条 前条の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し同様に広い学識を有することを試問により各研究科委員会において確認された者に対しても、博士の学位を授与することができる。

第16条 学位に関する必要事項は、別に定める。

第8節 入学、休学、復学、退学、除籍、転学及び賞罰

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

第18条 医学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 医学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学の医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 3 スポーツ健康科学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 スポーツ健康科学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法施行規則第156条により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりである。
 - ア 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - イ 文部科学大臣の指定した者
 - ウ 本大学院が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 5 医療看護学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士（看護学又は保健学）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 6 医療看護学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により修士の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 7 保健医療学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士（理学療法学又は診療放射線学）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 8 国際教養学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第19条 学長は、入学志願者に対しては、学力試験等を行い、選考の上、研究科委員会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

2 前項の選抜方法時期等については、その都度定める。

第20条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第9節に定める学費を納めなければならない。この手続きを行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

第20条の2 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、第30条に定める学費及び手数料の納入責任を連帯して引き受けるものとする。

2 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

第21条 病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合は、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合は、当該学期又は学年の終りまで休学することができる。

第22条 休学期間が満了した場合、又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、更に1年以内を限って、その期間を延長することができる。休学期間は、在学年数に算入しない。

第24条 学長は、特に必要と認めた者には、休学を命ずることがある。

第25条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
- (3) 第6条による在学年限を超えた者
- (4) 第23条による休学期間を超え、(3)項の在学期間を超えた者
- (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

第27条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その事由を具し、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第28条 他の大学の大学院学生が、本大学院に転学しようとするときは、当該学長の紹介状を付し、転学願を提出しなければならない。

2 前項の場合は、欠員あるときに限り、選考の上許可することがある。

第29条 病気による休学、復学又は退学の願いでの際は、原則として、本学教員（医師）の作成した診断書を添付しなければならない。

第29条の2 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第29条の3 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第29条の4 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第9節 学費及び手数料

第30条 学生は、授業料を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日までに半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 本大学院における学費及び手数料は、次のとおりとする。

区 分	医学研究科	スポーツ健康 科学研究科	医療看護学 研究科	保健医療学 研究科	国際教養学 研究科	備 考
1 入学検定料	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
2 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
3 授業料	425,000円	575,000円	575,000円	575,000円	575,000円	年額。事情により減免する。 医学研究科医科学専攻修士課程 データサイエンスコースは、 1,075,000円とする。
4 施設設備費	150,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	年額
5 論文審査料	200,000円	200,000円	200,000円	—	—	第15条該当論文の審査料
6 諸証明手数料	別に定める					

3 第1項の規定にかかわらず、学長が第6条第6項に基づき学年の始期及び終期を変更した場合は、納入時期を必要に応じて適宜変更することができる。

4 入学年度の授業料については、第1項及び第3項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納めることができる。

第10節 特別聴講学生（大学院）、科目等履修生、特別研究学生（大学院）及び外国学生

第31条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生（大学院）として許可することができる。

2 特別聴講学生（大学院）については、聴講登録料は徴収しない。

3 特別聴講学生（大学院）は、次の聴講料を前納しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

(1) 講義・演習科目は、1単位につき 金3,000円

(2) 実習・実技科目は、1単位につき 金8,000円

4 特別聴講学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第32条 医学研究科修士課程若しくは博士課程、スポーツ健康科学研究科博士前期課程、医療看護学研究科博士前期課程、保健医療学研究科修士課程又は国際教養学研究科修士課程の授業科目中、一科目又は数科目を選んで単位修得（但し、年間15単位を限度とする。）を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生は次のとおり入学検定料、入学金及び授業料を前納しなければならない。但し、本学学部在生は全額免除とする。

(1) 入学検定料 出願時に 金30,000円

(2) 入学金 入学時に 金50,000円（但し、本学卒業生は半額免除）

(3) 授業料 1単位につき 金20,000円

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第33条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別研究学生（大学院）として許可することができる。

2 特別研究学生（大学院）は所定の授業料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別研究学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第33条の2 外国人で第19条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該研究科の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することができる。

- 2 前条の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。
- 3 第20条及び第30条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する外国学生については、第30条に定める入学検定料、入学金、授業料及び施設設備費を徴収しない。

第11節 教員組織

第34条 研究科における授業及び指導は、本大学院の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。ただし、必要に応じ名誉教授、特任教授、客員教授、客員准教授及び非常勤講師を委嘱することができる。

第12節 運営組織

第35条 本大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を、研究科に属する学事管理を行うため、それぞれに研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第36条 大学院委員会は、学長、研究科長及び研究科委員若干名をもって組織する。

第37条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本大学院の組織運営に関する事項
- (2) 学長からの諮問事項
- (3) その他本大学院に関する重要事項

第38条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の主科目を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科委員会の議を経て、他の教授を特に加えることができる。

第39条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学・休学・復学・退学・除籍・転学及び賞罰に関する事項
- (2) 試験に関する事項
- (3) 学位論文審査に関する事項
- (4) 学科課程に関する事項
- (5) その他研究科の学事に関する事項

第40条 研究科長は研究科委員会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第41条 本節に定める事項の細目については、別に定める。

第13節 学則の改廃

第42条 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、順天堂大学学則を準用する。
- 2 この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

(中 略)

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医療看護学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医療看護学研究科 博士前期課程	医療看護学研究科 博士後期課程
令和4年度	54名	32名
令和5年度		34名

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める保健医療学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	保健医療学研究科 修士課程 理学療法学専攻	保健医療学研究科 修士課程 診療放射線学専攻
令和5年度	5名	5名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第30条第2項及び第33条の2第3項の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める国際教養学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学研究科

修士課程 国際教養学専攻

令和6年度5名

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

○順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科規程

昭和46年4月1日

規第平8-改14号

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学大学院学則（昭和34年規第34—1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、スポーツ健康科学研究科（以下「研究科」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 研究科では、本学の学是「仁」と「不断前進」の理念のもと、スポーツと健康の医科学研究を行い、人々の健康で文化的な生活形成に貢献できる実践的かつ創造的な人材を育成することを目的とする。

(1) 博士前期課程（修士課程）では、スポーツの科学的基礎、社会科学的価値並びにヘルスプロモーションの考究に関わる学習と研究を通して、その成果を人々の健康や体力の維持・向上及びスポーツの社会的発展に体系的に応用できる実践的・理論的根拠を身につけた人材の育成を目的とする。

(2) 博士後期課程（博士課程）では、スポーツと健康の科学に関する知の修得と創造に貢献する研究と教育を通して、独創的かつ先端的な研究を独立して行うことができ、その成果をスポーツ健康科学の発展に応用できる高度な専門家・指導者の育成を目的とする。

(入学試験等)

第2条 入学試験の選抜方法並びに期日については、研究科委員会において定め、あらかじめ発表する。

(入学手続等)

第3条 入学を許可された者の行う入学手続の細目は、研究科委員会において定める。

(領域、授業科目等並びに履修方法)

第4条 研究科における授業科目は、別表第1及び第2のとおりとする。

2 授業科目の履修は、単位制による。1単位とは、半年間15週を標準として、講義及び演習については毎週1時間、実験・実習については毎週2時間の学習・研究を行うことをいう。

3 学生は、入学後定められた期間内に、研究指導教員の指導を受けて、研究方針並びに選択する授業科目を決定し、研究科長に届けなければならない。

4 学生の履修した科目の単位認定は、各授業科目担当教員の報告に基づき、科目責任者が成績を付与した後、認定単位数並びにその成績を研究科長に報告しなければならない。

5 試験は、授業の完了した授業科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、授業担当教員は、平素の成績又は報告書をもって試験に代えることができる。

(中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状取得のための単位の修得)

第5条 中学校教諭の一種免許状（保健体育）を有する者で、中学校教諭の専修免許状（保健体育）の取得を志望する者又は高等学校教諭の一種免許状（保健体育）を有する者で、高等学校教諭の専修免許状（保健体育）の取得を志望する者は、別表第1に記載している「専修免許対象科目」のうちから、24単位以上を選択して履修しなければならない。

(学期等)

第6条 学年は、4月に始まり翌年3月に終わる。

2 学年は、次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 定期休業日及び臨時休業日については、学則の規定を準用する。

(再入学)

第7条 学則第25条の規定により退学を許可された者が、再入学を希望して申請するときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

(休学中の学費の減免)

第8条 学則第21条又は第24条の規定により、休学を許可され、あるいは命じられた期間の授業料、実習費については、本人からの願い出により、研究科委員会の審議を経て学長において減免することがある。

(諸証明手数料)

第9条 諸証明手数料については、別に定める順天堂大学証明書等交付手数料規程（昭和46年理第46—10号）を準用する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

別表第1(1) (博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業形態			専修免許 対象科目	適用
			必修	選択	講義	演習	実験・ 実習		
基礎科目	研究論文作成の基礎と展開	1・2	2		○				6単位必修
	スポーツロジ序論	1・2	2		○				
	コーチングとスポーツ組織	1・2	2		○				
スポーツロジ科目 (専門基礎科目)	スポーツ医学	1・2		2	○			○	スポーツロジ科目から4単位以上選択すること
	スポーツ生理学	1・2		2	○			○	
	スポーツバイオメカニクス	1・2		2	○			○	
	スポーツ栄養学	1・2		2	○			○	
	アスレチックトレーニング論	1・2		2	○				
	スポーツ統計学	1・2		2	○				
	スポーツ心理学	1・2		2	○			○	
	スポーツ社会学	1・2		2	○			○	
	スポーツ国際文化論	1・2		2	○				
	メンタルヘルス	1・2		2	○			○	
	環境健康科学	1・2		2	○			○	
	ヘルスプロモーション論	1・2		2	○			○	

専門応用科目	A	測定系スポーツの指導理論と方法	1・2		2		○		○	専門応用科目から4単位以上選択すること
		表現系スポーツの指導理論と方法	1・2		2		○		○	
		球技の指導理論と方法	1・2		2		○		○	
		武道の指導理論と方法	1・2		2		○		○	
		スポーツ運動学	1・2		2		○		○	
		ハイパフォーマンス科学	1・2		2		○			
	B	スポーツ組織開発論	1・2		2		○			
		生涯スポーツ国際比較論	1・2		2		○		○	
		スポーツマネジメント論	1・2		2		○			
		スポーツ国際イベント論	1・2		2		○			
	C	障害者と特別支援教育	1・2		2		○		○	
		アダプテッド・スポーツ論	1・2		2		○		○	
		健康運動指導論	1・2		2		○		○	
		臨床心理学	1・2		2		○		○	
保健体育科教職科目	保健体育科授業論		1・2		2	○			○	選択科目（専修免許希望者は必修とする）
	健康教育学		1・2		2	○			○	
	スポーツ教育学		1・2		2	○			○	
	教育技法・教材開発プラクティカム		1・2		4		○		○	
共通科目	スポーツ健康科学英語特別講義（オムニバス）		1・2		2		○			共通科目から2単位以上選択すること
	スポーツロジ実践英語		1・2		2	○				
	スポーツと健康のための疫学		1・2		2		○			
	スポーツロジレクチャーシリーズ		1・2		2	○				
	スポーツ健康科学プラクティカム		1・2		2		○			
専門科目	スポーツ健康科学研究方法論		1・2	4			○			6単位必修
	スポーツ健康科学研究法実習		1・2	2				○		

別表第2（博士後期課程）

	科目名	区分	単位数	備考
共通科目	特別研究	演習	6	必修8単位
	スポーツ健康科学特別講義	講義	2	
選択必修科目	スポーツ科学特別演習	演習	2	2単位以上選択
	ハイパフォーマンス科学特別演習	演習	2	
	スポーツ医学特論	講義	2	
	スポーツ栄養・生化学特論	講義	2	
	コーチング科学特論	講義	2	
	スポーツバイオメカニクス特論	講義	2	
	スポーツ社会科学特別演習	演習	2	
	スポーツ社会学特論	講義	2	
	生涯スポーツマネジメント特論	講義	2	
	スポーツメディア特論	講義	2	
	スポーツ文化論特論	講義	2	
	健康科学特別演習	演習	2	
	環境健康科学特論	講義	2	
	精神保健学特論	講義	2	
	健康政策特論	講義	2	

○順天堂大学学位規程

昭和35年12月 1 日
規第34—13号

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに順天堂大学（以下「本学」という。）学則第5条及び順天堂大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第16条の規定に基づき、本学において授与する学位、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の各学部において、学則各学部規定に定める基準に合格した者に対し、次の学位を授与する。

医学部	学士（医学）
スポーツ健康科学部	学士（スポーツ健康科学）
医療看護学部	学士（看護学）
保健看護学部	学士（看護学）
国際教養学部	学士（国際教養学）
保健医療学部	学士（理学療法学、放射線技術学）
医療科学部	学士（臨床検査学、臨床工学）
健康データサイエンス学部	学士（健康データサイエンス学）
薬学部	学士（薬学）

2 本大学院の各研究科において、各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、その課程に応じ、次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	修士（医科学）	修士（公衆衛生学）
	博士課程	博士（医学）	
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	修士（スポーツ健康科学）	
	博士後期課程	博士（スポーツ健康科学）	
医療看護学研究科	博士前期課程	修士（看護学）	
	博士後期課程	博士（看護学）	
保健医療学研究科	修士課程	修士（理学療法学）	修士（診療放射線学）
国際教養学研究科	修士課程	修士（国際教養学）	

3 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ前項の課程による所定の専攻科目について所定の単位以上を修得した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者に、各研究科に係る博士の学位を授与する。

(博士課程・博士後期課程における学位論文の提出)

第4条 医学研究科に3年以上在学し、所定の専攻科目について30単位以上取得した者は、学位論文を提出することができる。

2 スポーツ健康科学研究科又は医療看護学研究科博士後期課程に2年以上在学し、所定の専攻科目についてスポーツ健康科学研究科は10単位以上、医療看護学研究科は18単位以上修得した者は、学位論文を提出することができる。

3 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

4 学位論文は、論文審査願に論文目録、論文要旨及び履歴書を添えて、各研究科長に提出するものとする。

5 学位論文は、原則として1篇とする。この場合、Ⅰ報、Ⅱ報等のように分けて掲載されたものを併せて提出することができる。また、参考として他の論文を添付することができる。

(修士課程及び博士前期課程による者の学位論文の提出)

第5条 学位論文は、論文審査願に論文要旨及び別に定める審査手数料を添えて、各研究科長に提出するものとする。

2 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

(学位論文及び審査手数料の返付)

第6条 一旦受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第7条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会に、その審査を付託するものとする。

(審査委員)

第8条 研究科委員会は、学位論文ごとに研究科委員会委員から学位論文審査委員（以下「審査委員」という。）3人以上を定める。

2 審査委員には、必要に応じ、前項に定める者のほか、研究科委員会委員以外の本学大学院専任教員、又は他の大学の大学院、若しくは研究所等の教員等をあてることができる。

(審査委員の職責)

第9条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。ただし、論文審査の結果、著しく不備なる場合には、最終試験を行わないことがある。

(最終試験)

第10条 本大学院の課程による者の最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、当該学年末までに終了しなければならない。ただし、博士論文の場合は、1年以内とすることができる。

(審査委員の報告)

第12条 審査委員は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、論文審査の要旨及び最終試験の成績を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第13条 研究科委員会は前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会委員（海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 前項の議決は、無記名投票により行う。

4 研究科委員会は、必要に応じ、第8条第2項の規定により委嘱した審査委員を出席させ、その意見を徴することができる。

(研究科長の報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決を行ったときは、研究科長は学位論文に論文審査の要旨、最終試験の成績及び議決の結果を添えて、学長に報告しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請及び受理)

第15条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書、研究歴証明書及び別に定める論文審査料を添え、学長に提出するものとする。

2 本大学院の博士課程を単位取得後退学した者が再入学しないで博士論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。但し、単位取得後退学後3年以内に論文を提出しようとするときは論文審査料を納付することを要しない。

3 学位論文の受理は、各研究科委員会に付託し、その議に従って学長が決定する。

(課程を経ない者の論文審査)

第16条 受理された学位論文の審査、試験及び試問等は、各研究科委員会に付託するものとする。

(課程を経ない者の試験)

第17条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(課程を経ない者の試問)

第18条 第3条第3項に規定する試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、各研究科委員会において特別の理由があると認めた場合を除き、英語を課するものとする。ただし、英語を母国語としない外国人については英語又は日本語を、英語を母国語とする外国人については日本語をそれぞれ課すものとする。

2 前項の試問は、第8条に定める審査委員が行う。

3 課程を経ない者が論文提出の前に各研究科委員会が行う外国語試験に合格している場合は、本条第1項の試験のうち、その外国語に関する試問を免除することができる。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第19条 第3条第3項による学位授与の申請、審査及び試験に関しては、第4条第4項、第6条、第8条、第9条及び第11条から第14条までの規定を準用する。

2 本条の準用規定において、「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

3 試験又は試問を経ないで、学位を授与できない者と決定したときは、第14条の規定にかかわらず、試験の成績又は試問の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第20条 学長は第14条の報告に基づいて、第3条第2項による者については、課程の修了の可否を、第3条第3項による者については、その論文の可否を決定し、学位を授与すべき者に所定の学位記を交付し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第21条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、3月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出すると共に、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を「順天堂大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）」に登録し公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をリポジトリに登録し公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、すでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経た後、研究科長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により公表する場合は、その学位論文に「順天堂大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは次の通り明記する。

修士（医科学）（順天堂大学）

修士（公衆衛生学）（順天堂大学）

博士（医学）（順天堂大学）

修士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）

博士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）

修士（看護学）（順天堂大学）

博士（看護学）（順天堂大学）

修士（理学療法学）（順天堂大学）

修士（診療放射線学）（順天堂大学）

修士（国際教養学）（順天堂大学）

(学位の取消)

第24条 本学の博士又は修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は研究科委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類)

第25条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別に定める。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会、又は関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

2 昭和32年7月4日付、校大第173号をもって文部大臣認可の順天堂医科大学学位規程は、昭和36年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、昭和36年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成9年1月1日から施行する。

2 第18条に定める試問の外国語については、従前の外国語2種類のうち、この規程の施行日以前の英語合格者については他の1種類を、英語を母国語としない外国人で日本語合格者については英語を、それぞれ免除するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この学位規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

○順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱

平成8年4月1日

規第平7—12号

スポーツ健康科学の研究の発展には、人を対象とする実験や調査等を避けることはできない。

人を対象とする実験や調査等を実施する場合は、人間の尊厳と人権の尊重等を十分配慮し、ヘルシンキ宣言に則り、人権の擁護と安全性を厳重に確認しなければならない。

順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱はこの点に鑑み、必要な倫理的配慮の基準とその具体的実施基準を示すものである。

順天堂大学スポーツ健康科学部及び大学院スポーツ健康科学研究科（以下「スポーツ健康科学部等」という。）の研究が行う、人を直接対象とした研究等については、ヘルシンキ宣言に則り、倫理的な配慮を図るために、その具体的実施に当たっては、順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱実施規程に基づいて行うものとする。

1 この要綱において「研究者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）スポーツ健康科学部等の専任教員（名誉教授、客員教員を含む。）
- （2）スポーツ健康科学部等の非常勤教員（嘱託を含む。）
- （3）スポーツ健康科学部等の博士研究員
- （4）スポーツ健康科学部等の研究生
- （5）スポーツ健康科学部等の共同研究者（順天堂大学の他学部・他研究科の研究者及び学外の研究者）
- （6）スポーツ健康科学部等の協力研究員
- （7）スポーツ健康科学部等の技術員
- （8）大学院スポーツ健康科学研究科学生
- （9）その他スポーツ健康科学部等に在籍して研究に従事する者

2 この要綱において「研究等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）スポーツ健康科学の研究にかかわるもの。
- （2）前号に掲げる当該研究の成果の公表にかかわるもの。

3 この要綱において「ヘルシンキ宣言」とは、1964年6月フィンランドのヘルシンキにおいて開催された第18回世界医師会総会で採択され、その後修正された「ヒトにおけるバイオメディカル研究に携わる医師のための勧告」をいう。

4 この要綱の改廃は、スポーツ健康科学部長及び大学院スポーツ健康科学研究科長において、あらかじめ学長に諮り、教授会及び研究科委員会の議決により行う。

附 則

この要綱は、順天堂大学スポーツ健康科学部の総意により、平成8年4月1日制定し、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日に改正し、同日から施行する。
- 2 本改正に伴い、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

○順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱実施規程

平成8年4月1日

規第平7—13号

(目的)

第1条 この規程は、スポーツ健康科学部及び大学院スポーツ健康科学研究科（以下「スポーツ健康科学部等」という。）の研究者が行う研究等について、順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱（以下「要綱」という。）に基づき、倫理的な配慮を図るために必要な具体的実施事項を規定することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「研究者」「研究等」及び「ヘルシンキ宣言」とは、要綱に規定する用語をいう。

(勧告)

第3条 順天堂大学スポーツ健康科学部長又は大学院スポーツ健康科学研究科長（以下「学部長等」という。）は、要綱及びこの規程によらず研究等を行う研究者があると認めたときは、当該研究者に対し、要綱及びこの規程に基づき実施するように勧告することができる。

2 前項の勧告にかかわらず、研究等を行う研究者があるときは、学部長等は、当該研究者に対し、これを停止するよう命ずることができる。

(委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するために、学部長等は、順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の目的)

第5条 委員会は、スポーツ健康科学部等の研究者から申請（以下「申請」という。）のあった研究等の内容について、審査するものとする。

(委員会組織)

第6条 委員会は、学部長等が委嘱する、次の各号に掲げる者を必ず1名含むものとする。

(1) 医学・医療の専門家等を含む自然科学の有識者

(2) 倫理学・法律学の専門家等を含む人文・社会科学の有識者

(3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者

2 前項により委嘱される委員は男女両性で構成され、5名以上であり、学外委員を複数名含むものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは補充し、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が開催し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、前条第1項第3号の委員のうちから少なくとも1人の出席がなければ開催することができない。

- 3 研究等の申請を行った者（以下「申請者」という。）は、委員長が必要と認めたときは、委員会に出席し、申請内容について説明し、意見を述べることができる。ただし、申請者が委員の場合は、委員会の当該審査に加わることができない。

（審査の観点）

第8条 委員会は、申請内容を審査するに当たっては、倫理的及び社会的な観点に加え、次の各号に掲げる事項について、特に留意して審査を行わなければならない。

- （1）研究等の対象となる個人及び必要な場合にはその家族等関係者に対する人権の擁護
- （2）研究等の対象となる個人及び必要な場合にはその家族等関係者に対する、当該研究等を行うことについて理解を求め、同意を得る方法
- （3）研究等によって生じる、個人及びその家族等関係者に対する不利益並びに研究上の貢献の度合についての予測

（審査の判定）

第9条 委員会の申請内容の審査の判定は、出席委員全員の合意をもって決定するように努めなければならない。十分審議を尽くしたうえで全会一致が困難な場合は、出席委員の3分の2以上の賛成によることができるものとする。

- 2 審査の判定結果は、次の各号に掲げるもののいずれかとし、速やかに文書をもって申請者に通知しなければならない。

- （1）申請は、要綱に該当しない。
- （2）申請を承認する。
- （3）申請内容について変更を勧告する。
- （4）申請は、不承認とする。

- 3 審査の判定結果には、前項第1号及び第2号に該当する場合を除き、その理由を付さなければならない。

- 4 審査の経過及び判定結果は、文書をもって記録・保存し、学部長等が必要と認めたときは、公表することができる。

（専門委員）

第10条 申請の内容審査に当っては、専門の事項を調査・検討するために、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員長の上申に基づき、学部長等が委嘱する。

- 3 専門委員の任期は、専門の事項の調査・検討の終了時までとする。ただし、中途において委嘱を解くことができる。

- 4 専門委員は、委員会が必要と認めたときは、委員会に出席し、調査・検討事項について説明・報告し、委員会の協議に加わることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることができない。

（研究等の申請）

第11条 スポーツ健康科学部等の研究者が研究等を行うときは、あらかじめ、別に定める申請書を、委員会に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第12条 委員会は前条の申請内容について、第9条による審査の判定結果に基づき、別に定める通知書をもって、申請者に審査結果を通知するものとする。

(研究等の記録及び報告)

第13条 研究者は、前条の通知に基づき研究等を行うときは、当該研究等の目的、方法、結果及び第8条第1号から第3号までの事項について文書をもって記録しなければならない。

2 研究者は、研究等が終了したときは、別に定める報告書をもって、速やかに学部長等に報告しなければならない。

(研究等の変更)

第14条 研究者は、第12条の通知に基づく研究等の内容を変更するときは、別に定める変更申請書をもって、あらかじめ委員会に申請しなければならない。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、さくらキャンパス事務部教務課が行う。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は、学部長等が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、スポーツ健康科学部教授会及び大学院スポーツ健康科学研究科委員会の議を経て学部長等が行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 本改正に伴い、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱実施規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

WMAヘルシンキ宣言

人間を対象とする医学研究の倫理的原則
(日本医師会訳)

1964年6月	フィンランド、ヘルシンキにおける第18回WMA総会で採択
1975年10月	日本、東京における第29回WMA総会で改訂
1983年10月	イタリア、ベニスにおける第35回WMA総会で改訂
1989年9月	香港、九龍における第41回WMA総会で改訂
1996年10月	南アフリカ、サマーセットウェストにおける第48回WMA総会で改訂
2000年10月	スコットランド、エジンバラにおける第52回WMA総会で改訂
2002年10月	米国、ワシントンDCにおける第53回WMA総会で改訂（第29項目明確化のため注釈追加）
2004年10月	日本、東京における第55回WMA総会で改訂（第30項目明確化のため注釈追加）
2008年10月	韓国、ソウルにおける第59回WMA総会で改訂
2013年10月	ブラジル、フォルタレザにおける第64回WMA総会で改訂

序文

1. 世界医師会（WMA）は、特定できる人間由来の試料およびデータの研究を含む、人間を対象とする医学研究の倫理的原則の文書としてヘルシンキ宣言を改訂してきた。
本宣言は全体として解釈されることを意図したものであり、各項目は他のすべての関連項目を考慮に入れて適用されるべきである。
2. WMAの使命の一環として、本宣言は主に医師に対して表明されたものである。WMAは人間を対象とする医学研究に關与する医師以外の人々に対してもこれらの諸原則の採用を推奨する。

一般原則

3. WMAジュネーブ宣言は、「私の患者の健康を私の第一の関心事とする」ことを医師に義務づけ、また医の国際倫理綱領は、「医師は、医療の提供に際して、患者の最善の利益のために行動すべきである」と宣言している。
4. 医学研究の対象とされる人々を含め、患者の健康、福利、権利を向上させ守ることは医師の責務である。医師の知識と良心はこの責務達成のために捧げられる。
5. 医学の進歩は人間を対象とする諸試験を要する研究に根本的に基づくものである。
6. 人間を対象とする医学研究の第一の目的は、疾病の原因、発症および影響を理解し、予防、診断ならびに治療（手法、手順、処置）を改善することである。最善と証明された治療であっても、安全性、有効性、効率性、利用可能性および質に関する研究を通じて継続的に評価されなければならない。
7. 医学研究はすべての被験者に対する配慮を推進かつ保証し、その健康と権利を擁護するための倫理基準に従わなければならない。
8. 医学研究の主な目的は新しい知識を得ることであるが、この目標は個々の被験者の権利および利益に優先することがあってはならない。
9. 被験者の生命、健康、尊厳、全体性、自己決定権、プライバシーおよび個人情報の秘密を守ることは医学研究に關与する医師の責務である。被験者の保護責任は常に医師またはその他の医療専門職にあり、被験者が同意を与えた場合でも、決してその被験者に移ることはない。
10. 医師は、適用される国際的規範および基準はもとより人間を対象とする研究に関する自国の倫理、法律、規制上の規範ならびに基準を考慮しなければならない。国内的または国際的倫理、法律、規制上の要請がこの宣言に示されている被験者の保護を減じあるいは排除してはならない。

11. 医学研究は、環境に害を及ぼす可能性を最小限にするよう実施されなければならない。
12. 人間を対象とする医学研究は、適切な倫理的および科学的な教育と訓練を受けた有資格者によってのみ行われなければならない。患者あるいは健康なボランティアを対象とする研究は、能力と十分な資格を有する医師またはその他の医療専門職の監督を必要とする。
13. 医学研究から除外されたグループには研究参加への機会が適切に提供されるべきである。
14. 臨床研究を行う医師は、研究が予防、診断または治療する価値があるとして正当化できる範囲内にあり、かつその研究への参加が被験者としての患者の健康に悪影響を及ぼさないことを確信する十分な理由がある場合に限り、その患者を研究に参加させるべきである。
15. 研究参加の結果として損害を受けた被験者に対する適切な補償と治療が保証されなければならない。

リスク、負担、利益

16. 医療および医学研究においてはほとんどの治療にリスクと負担が伴う。
人間を対象とする医学研究は、その目的の重要性が被験者のリスクおよび負担を上まわる場合に限り行うことができる。
17. 人間を対象とするすべての医学研究は、研究の対象となる個人とグループに対する予想し得るリスクおよび負担と被験者およびその研究によって影響を受けるその他の個人またはグループに対する予見可能な利益とを比較して、慎重な評価を先行させなければならない。
リスクを最小化させるための措置が講じられなければならない。リスクは研究者によって継続的に監視、評価、文書化されるべきである。
18. リスクが適切に評価されかつそのリスクを十分に管理できるとの確信を持てない限り、医師は人間を対象とする研究に関与してはならない。
潜在的な利益よりもリスクが高いと判断される場合または明確な成果の確証が得られた場合、医師は研究を継続、変更あるいは直ちに中止すべきかを判断しなければならない。

社会的弱者グループおよび個人

19. あるグループおよび個人は特に社会的な弱者であり不適切な扱いを受けたり副次的な被害を受けやすい。
すべての社会的弱者グループおよび個人は個別の状況を考慮したうえで保護を受けるべきである。
20. 研究がそのグループの健康上の必要性または優先事項に応えるものであり、かつその研究が社会的弱者でなグループを対象として実施できない場合に限り、社会的弱者グループを対象とする医学研究は正当化される。さらに、そのグループは研究から得られた知識、実践または治療からの恩恵を受けるべきである。

科学的要件と研究計画書

21. 人間を対象とする医学研究は、科学的文献の十分な知識、その他関連する情報源および適切な研究室での実験ならびに必要に応じた動物実験に基づき、一般に認知された科学的諸原則に従わなければならない。研究に使用される動物の福祉は尊重されなければならない。
22. 人間を対象とする各研究の計画と実施内容は、研究計画書に明示され正当化されていなければならない。
研究計画書には関連する倫理的配慮について明記され、また本宣言の原則がどのように取り入れられてきたかを示すべきである。計画書は、資金提供、スポンサー、研究組織との関わり、起こり得る利益相反、被験者に対する報奨ならびに研究参加の結果として損害を受けた被験者の治療および／または補償の条項に関する情報を含むべきである。
臨床試験の場合、この計画書には研究終了後条項についての必要な取り決めも記載されなければならない。

研究倫理委員会

23. 研究計画書は、検討、意見、指導および承認を得るため研究開始前に関連する研究倫理委員会に提出されなければならない。この委員会は、その機能において透明性がなければならず、研究者、スポンサーおよびその他

いかなる不適切な影響も受けず適切に運営されなければならない。委員会は、適用される国際的規範および基準はもとより、研究が実施される国または複数の国の法律と規制も考慮しなければならない。しかし、そのために本宣言が示す被験者に対する保護を減じあるいは排除することを許してはならない。

研究倫理委員会は、進行中の研究をモニターする権利を持たなければならない。研究者は、委員会に対してモニタリング情報とくに重篤な有害事象に関する情報を提供しなければならない。委員会の審議と承認を得ずに計画書を修正してはならない。研究終了後、研究者は研究知見と結論の要約を含む最終報告書を委員会に提出しなければならない。

プライバシーと秘密保持

24. 被験者のプライバシーおよび個人情報の秘密保持を厳守するためあらゆる予防策を講じなければならない。

インフォームド・コンセント

25. 医学研究の被験者としてインフォームド・コンセントを与える能力がある個人の参加は自発的でなければならない。家族または地域社会のリーダーに助言を求めることが適切な場合もあるが、インフォームド・コンセントを与える能力がある個人を本人の自主的な承諾なしに研究に参加させてはならない。

26. インフォームド・コンセントを与える能力がある人間を対象とする医学研究において、それぞれの被験者候補は、目的、方法、資金源、起こり得る利益相反、研究者の施設内での所属、研究から期待される利益と予測されるリスクならびに起こり得る不快感、研究終了後条項、その他研究に関するすべての面について十分に説明されなければならない。被験者候補は、いつでも不利益を受けることなしに研究参加を拒否する権利または参加の同意を撤回する権利があることを知らされなければならない。個々の被験者候補の具体的情報の必要性のみならずその情報の伝達方法についても特別な配慮をしなければならない。

被験者候補がその情報を理解したことを確認したうえで、医師またはその他ふさわしい有資格者は被験者候補の自主的なインフォームド・コンセントをできれば書面で求めなければならない。同意が書面で表明されない場合、その書面によらない同意は立会人のもとで正式に文書化されなければならない。

医学研究のすべての被験者は、研究の全体的成果について報告を受ける権利を与えられるべきである。

27. 研究参加へのインフォームド・コンセントを求める場合、医師は、被験者候補が医師に依存した関係にあるかまたは同意を強要されているおそれがあるかについて特別な注意を払わなければならない。そのような状況下では、インフォームド・コンセントはこうした関係とは完全に独立したふさわしい有資格者によって求められなければならない。

28. インフォームド・コンセントを与える能力がない被験者候補のために、医師は、法的代理人からインフォームド・コンセントを求めなければならない。これらの人々は、被験者候補に代表されるグループの健康増進を試みるための研究、インフォームド・コンセントを与える能力がある人々では代替して行うことができない研究、そして最小限のリスクと負担のみ伴う研究以外には、被験者候補の利益になる可能性のないような研究対象に含まれてはならない。

29. インフォームド・コンセントを与える能力がないと思われる被験者候補が研究参加についての決定に賛意を表することができる場合、医師は法的代理人からの同意に加えて本人の賛意を求めなければならない。被験者候補の不賛意は、尊重されるべきである。

30. 例えば、意識不明の患者のように、肉体的、精神的にインフォームド・コンセントを与える能力がない被験者を対象とした研究は、インフォームド・コンセントを与えることを妨げる肉体的・精神的状態がその研究対象グループに固有の症状となっている場合に限り行うことができる。このような状況では、医師は法的代理人からインフォームド・コンセントを求めなければならない。そのような代理人が得られず研究延期もできない場合、この研究はインフォームド・コンセントを与えられない状態にある被験者を対象とする特別な理由が研究計画書で述べられ、研究倫理委員会で承認されていることを条件として、インフォームド・コンセントなしに開始することができる。研究に引き続き留まる同意はできるかぎり早く被験者または法的代理人から取得しなければならない。

31. 医師は、治療のどの部分が研究に関連しているかを患者に十分に説明しなければならない。患者の研究への参加拒否または研究離脱の決定が患者・医師関係に決して悪影響を及ぼしてはならない。
32. バイオバンクまたは類似の貯蔵場所に保管されている試料やデータに関する研究など、個人の特定が可能な人間由来の試料またはデータを使用する医学研究のためには、医師は収集・保存および／または再利用に対するインフォームド・コンセントを求めなければならない。このような研究に関しては、同意を得ることが不可能か実行できない例外的な場合があり得る。このような状況では研究倫理委員会の審議と承認を得た後に限り研究が行われ得る。

プラセボの使用

33. 新しい治療の利益、リスク、負担および有効性は、以下の場合を除き、最善と証明されている治療と比較考量されなければならない：

証明された治療が存在しない場合、プラセボの使用または無治療が認められる；あるいは、説得力があり科学的に健全な方法論的理由に基づき、最善と証明されたものより効果が劣る治療、プラセボの使用または無治療が、その治療の有効性あるいは安全性を決定するために必要な場合、そして、最善と証明されたものより効果が劣る治療、プラセボの使用または無治療の患者が、最善と証明された治療を受けなかった結果として重篤または回復不能な損害の付加的リスクを被ることがないと予想される場合。

この選択肢の乱用を避けるため徹底した配慮がなされなければならない。

研究終了後条項

34. 臨床試験の前に、スポンサー、研究者および主催国政府は、試験の中で有益であると証明された治療を未だ必要とするあらゆる研究参加者のために試験終了後のアクセスに関する条項を策定すべきである。また、この情報はインフォームド・コンセントの手続きの間に研究参加者に開示されなければならない。

研究登録と結果の刊行および普及

35. 人間を対象とするすべての研究は、最初の被験者を募集する前に一般的にアクセス可能なデータベースに登録されなければならない。
36. すべての研究者、著者、スポンサー、編集者および発行者は、研究結果の刊行と普及に倫理的責務を負っている。研究者は、人間を対象とする研究の結果を一般的に公表する義務を有し報告書の完全性と正確性に説明責任を負う。すべての当事者は、倫理的報告に関する容認されたガイドラインを遵守すべきである。否定的結果および結論に達しない結果も肯定的結果と同様に、刊行または他の方法で公表されなければならない。資金源、組織との関わりおよび利益相反が、刊行物の中には明示されなければならない。この宣言の原則に反する研究報告は、刊行のために受理されるべきではない。

臨床における未実証の治療

37. 個々の患者の処置において証明された治療が存在しないかまたはその他の既知の治療が有効でなかった場合、患者または法的代理人からのインフォームド・コンセントがあり、専門家の助言を求めたうえ、医師の判断において、その治療で生命を救う、健康を回復するまたは苦痛を緩和する望みがあるのであれば、証明されていない治療を実施することができる。この治療は、引き続き安全性と有効性を評価するために計画された研究の対象とされるべきである。すべての事例において新しい情報は記録され、適切な場合には公表されなければならない。

【出典】日本医師会webページ <https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html>

○順天堂大学動物実験等管理規則

平成20年8月1日

規第平20—1号

改正 令和2年12月1日

(目的)

第1条 この規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年日本学術会議作成。以下「ガイドライン」という。)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保を図る観点から、順天堂大学(以下「大学」という。)における動物実験等を適正に行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 大学における動物実験等の実施(大学以外の機関等に委託等して実施する場合を含む。)については、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針及び「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)その他の法令等の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施は、動物愛護法及び飼養保管基準に従って、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づくものとし、学長の承認を得て、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を大学の教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を飼養(飼育)、保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養、保管又は大学の施設等に導入するために輸送(大学の施設等間の移動を含む。)している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等に従事するすべての者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち本学の教員で、動物実験計画の立案及び動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 施設管理者 実験動物及び施設等の管理を統括する者であって、当該施設等を管理する部門長又は学長が指名する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 施設等において施設管理者を補佐し、実験動物を管理する者であって、実験動物に関する知識及び経験を有する者のうちから、施設管理者が指名する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

- (12) 部門 動物実験等を行う学部、大学院研究科をいう。
- (13) 部門長 前号の部門の長をいう。
- (14) 管理者等 施設管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (15) 法令等 動物愛護法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他動物実験等に関して行政機関の定める法令等をいう。

(適用範囲)

第4条 この規則は、大学において実施される実験動物の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を大学以外の機関等に委託等する場合、委託先においても法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 動物実験計画を承認すること。
 - (2) 動物実験計画の実施の結果を把握すること。
 - (3) 動物実験計画書、動物実験の履行結果及び次条第1項に定める順天堂大学動物実験等全学委員会の議事録等を保存すること。
 - (4) 施設等の設置及び変更を承認すること。
 - (5) その他適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じること。
- 2 学長は、前項第1号から第4号に定める事項を、部門長等に委任することができる。

(動物実験等全学委員会等の設置)

第6条 学長は、順天堂大学バイオサイエンス安全管理規程第5条の定めに基づき、動物実験等を適正に行うため、順天堂大学動物実験等全学委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

- 2 部門長は、原則として、動物実験等部門委員会（以下「部門委員会」という。）を置く。ただし、当該部門において部門委員会を設置することが困難な場合には、他の部門に設置された部門委員会をもってこれに代えることができる。

(全学委員会)

第7条 全学委員会は、動物実験等に係る次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) この規則及び順天堂大学動物実験等部門委員会規程（以下「部門委員会規程」という。）等の運用に関すること。
 - (2) 動物実験計画及び施設等の設置に関して、法律等、この規則及び部門委員会規程への適合性の判断について要請のあったこと。
 - (3) 部門長から学長に対して行われた動物実験等の実施状況に関する報告について、法律及び規則等への適合性に関すること。
 - (4) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。
 - (5) 動物実験等における施設等及び実験動物の飼養保管に関する基本的なこと。
 - (6) 事故発生の際に必要な措置及び改善策に関する基本的なこと。
 - (7) その他適正な動物実験等の実施に関する重要なこと。
- 2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 部門委員会を設置している部門長
 - (2) 部門委員会委員長

- (3) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認めた者
- 3 全学委員会に委員長を置き、大学院医学研究科長をもって充てる。
- 4 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 6 委員長は、全学委員会の審議結果を学長に報告するものとする。
- 7 全学委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 全学委員会は、必要に応じて持ち回り又は書面により開催することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、全学委員会の運営に関し必要な事項は、全学委員会が別に定める。

(部門委員会の組織)

第8条 部門委員会の組織については別に定める。

(飼養保管施設の設置)

- 第9条 施設管理者は、飼養保管施設を設置又は変更する場合には、飼養保管施設（設置・変更）承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、前項の申請に基づき、全学委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。
- 3 管理者等は、前項により承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養、保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

- 第10条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種・系統や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床及び内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 当該飼養保管施設に専任の実験動物管理者が置かれていること。
- (7) 当該飼養保管施設を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合にあっては、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。
- (8) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が飼養保管施設に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(実験室の設置)

- 第11条 施設管理者は、実験室を設置又は変更する場合には、実験室（設置・変更）承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、前項の申請に基づき、委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。
- 3 管理者等は、前項により承認を得た実験室でなければ、動物実験等を行うことができない。

(実験室の要件)

- 第12条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (4) 当該実験室を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合にあっては、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。
- (5) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が実験室に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 施設管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第14条 施設管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等廃止届を学長に届け出るものとする。

- 2 施設管理者は、前項の場合、必要に応じて動物実験責任者及び実験動物管理者と協力し、飼養中又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(マニュアル（標準操作手順書）の作成と周知)

第15条 施設管理者及び実験動物管理者は、飼養保管基準に基づき、飼養及び保管のマニュアル（標準操作手順書）を作成し、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の導入)

第16条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、法令等及びこの規則に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて、適切な検疫及び隔離飼育等を行うものとする。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養保管環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(記録管理の適正化及び報告)

第17条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備し、保存するものとする。

- 2 実験動物管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めるものとする。
- 3 実験動物管理者は、前項の記録に関し統計を行い、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第18条 実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養又は保管の方法及び感染性疾病等の履歴に関する情報を譲渡先に提供するものとする。

(輸送)

第19条 実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止及び輸送用ケージ・輸送箱等からの逸走防止に努めるものとする。

(危害等の防止)

第20条 施設管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

- 2 施設管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関及び部門長又は学長へ連絡するものとする。
- 3 施設管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に係る予防に必要な措置を定めるとともに、万一発生した場合には速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 4 施設管理者は、有毒動物の飼養又は保管に当たって、飼養保管基準に基づき人への危害の発生の防止のため、必要な事項を別に定めるものとする。
- 5 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時の対応）

第21条 施設管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置又は計画等をあらかじめ作成し、実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者及びその他関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 施設管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

（人と動物の共通感染症に係る知識の習得等）

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、施設管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

（自己点検・評価等）

第23条 全学委員会は、第7条第1項第4号の定めに基づき動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を定期的に行い、必要に応じ管理者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

- 2 全学委員会は、必要に応じ自己点検・評価の結果について、学外の者に検証を求めることができる。

（情報公開）

第24条 全学委員会は、動物実験等に関する情報（学内関係規則等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等に係る記録等）のうち必要な事項を毎年1回程度公表するものとする。

（特例措置）

第25条 動物実験実施者の所属する部門の組織規模等の事由により、当該部門でこの規則に定める事項を行うことができない場合において、当該部門長と他の動物実験等に関係する部門長の協議を経て、学長が必要と認めたときは、当該動物実験実施者を他の動物実験等に関係する部門の所属とみなし、この規則を適用することができるものとする。

（事務）

第26条 全学委員会に関する事務は、研究戦略推進センターが担当する。

（雑則）

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

- 2 この規則の改廃は、全学委員会の議を経て、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

- 1 この規則に関する様式は別に定める。
- 2 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 3 「順天堂大学医学部動物実験に関する指針」（平成元年9月21日学第1—9—3号）及び「順天堂大学さくら

キャンパス〔スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科・医学部（一般教育）〕における教育・研究のための動物実験に関する指針」（平成2年1月20日学第1—18—1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。